

調 査 計 画

- 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）
土壌改良資材の農業用払出量調査

2 調査の目的

本調査は、地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 11 条の規定に基づき政令で指定している土壌改良資材について、農業用払出量等を把握し、その安定供給等による地力の増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲（全国 その他）

- (2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

土壌改良資材の製造業者及び輸入業者

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

- ア 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査

約 90 事業者（母集団の大きさ 約 140 事業者（全数調査年調査対象者数））

・パークたい肥製造業者 約 40 事業者（母集団の大きさ 約 90 事業者（全数調査年調査対象者数））

・パークたい肥製造業者以外の製造業者 約 50 事業者（全数）

- イ 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査

約 20 事業者

（注 1）直近の令和 4 年土壌改良資材の農業用払出量調査（令和 5 年 3 月実施）における報告者数。なお、パークたい肥製造業者については、直近で全国調査を実施した平成 30 年土壌改良資材の生産量調査（平成 31 年 3 月実施）における報告者数。

（注 2）土壌改良資材企業名簿の整備後、報告者数が確定する。

(2) 報告者の選定方法

- ア 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

全国土壌改良資材協議会会員要覧等の団体名簿を基に、問合せや立入検査などの業務を通じて蓄積した情報を追加して作成した「土壌改良資材企業名簿」を基に、「パークたい肥製造業者」については、6 年に 1 回の全数調査とし、その中間年における調査実施年については、全数調査の結果を母集団に

して、農業用払出量の多い順に全農業用払出量の90%をカバーする事業者を対象とした有意抽出とする。また、「パークたい肥製造業者以外の製造業者」は、全数調査とする。

イ 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査（全数 無作為抽出（全数階層あり）有意抽出）

全国土壌改良資材協議会会員要覧等の団体名簿を基に、問い合わせや立入検査などの業務を通じて蓄積した情報を追加して作成した「土壌改良資材企業名簿」を基に、すべての土壌改良資材輸入業者を対象とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 国内生産土壌改良資材の農業用払出量調査

- (ア) 事業者名
- (イ) 土壌改良資材の名称
- (ウ) 土壌改良資材の種類
- (エ) 農業用払出量（家庭園芸用を含む。）
- (オ) 備考

[集計しない事項の有無] 無 有

・「事業者名」については、回答者の識別のために用いるものであり、集計しない。

また、「土壌改良資材の名称」及び「備考」は、審査の際に用いるものであり、集計しない。

イ 輸入土壌改良資材の農業用払出量調査

- (ア) 事業者名
- (イ) 輸入土壌改良資材の名称
- (ウ) 輸入土壌改良資材の種類
- (エ) 国名
- (オ) 農業用払出量（家庭園芸用を含む。）
- (カ) 備考

[集計しない事項の有無] 無 有

・「事業者名」については、回答者の識別のために用いるものであり、集計しない。

また、「輸入土壌改良資材の名称」及び「備考」は、審査の際に用いるものであり、集計しない。

(2) 基準となる期日又は期間

令和6年1年間（1月～12月）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産省－報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム ■電子メール） 調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

農林水産省から報告者に対して、郵送又はオンラインにより調査票を配布し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する方法で行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 ■2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和5年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布 令和7年3月上旬

調査票の回収 令和7年3月31日

8 集計事項

(1) 国内生産土壌改良資材種別農業用払出量

(2) 輸入土壌改良資材種別、輸入国別農業用払出量

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（■全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（■e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

調査結果をホームページ（農林水産省ホームページ、e-Stat）で公表する。

(3) 公表の期日

調査結果を令和7年6月上旬までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

■使用しない

本調査は、土壌改良資材の製造業者及び輸入業者を対象としており、集計結果についても土壌改良資材ごとに表章を行うものであることから、調査対象の選定及び集計結果の表章に日本標準産業分類等統計基準を使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済調査票:3年

調査票の内容を記録した電磁的記録:永年保存

(2) 保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長